

クレジットサラ金返済事案について行政書士法務事務所がおこなえる業務
まず、問題点としてクレサラ問題で悩む債務者が弁護士法律事務所に相談に行く場合には
概ね最低30万円の着手金などの必要前払いを請求される。これが調達できない債務者が多い。

債務者で自殺しかねないような債務者については法務事務所も解決に対応できます。

- 1、警察に対して告訴状 告発状の作成その相談業務
- 2、クレサラ業者に対して内容証明郵便などによる「取引履歴開示請求」
- 3、金融庁などの監督官庁に対してクレサラ業者の指導監督の内容証明郵便による申告書作成
- 4、クレサラ業者に対する任意整理案内内容証明郵便通知書作成
- 5、本人開催による債権者集会内容証明郵便通知書作成
- 6、債権調査およびその事実証明書類作成
- 7、超過利息返還内容証明郵便通知書の作成

8、過払い利息充当計算書の作成(利息制限法引き直し計算書類)

その他、これからは無報酬支援となります。報酬は受け取ることはできません。
本人申立てであれば、裁判所提出書類などは非弁 司法書士法違反とはなりません。

本人申立てによる各種裁判手続の書式提供支援 あくまでも本人名義での申立て

■時効債務処理

負債を抱えたまま

何年も行方をくらましていたが、ほとぼりが冷めたと思って住民票を移動させたところ、業者から督促状がきた、どうしたらよいかとの相談が数多く寄せられます。また、借りた業者からではなく、債権譲渡を受けたという見知らぬ業者から督促状がくることもあります。貸金業者が会社の場合、時効は5年(信用金庫等の場合10年)、個人の場合は10年です。この間業者が裁判を起こしていれば(債務者が行方不明でも裁判は可能です)時効が中断しますが、業者が裁判をすることはほとんどないので大抵時効になっています。他の弁護士に相談したところ、放っておきなさいといわれたが納得できないと言って相談にみえられる方がたくさんおられます。「放っておく」のはよくありません。行政書士などに委任して時効援用通知書作成代理人として内容証明郵便を出してもらう方が良いでしょう。何故なら時効というのは大変微妙な制度で、せっかく時効が完成しても、その後の債務者の行動によっては債務が復活することがあるからです。例えば、督促状が来て放置していると、業者から電話がかかってきて、「支払義務があるのは分かっているが、今お金がないので少し待って下さい」と答えたり、あるいはわずか1000円でも支払えば、債務を認めたことになるので、時効の利益は消滅し、延滞金も含めて債務が復活します。従って、本人が業者と直接接触するのは厳禁です。

行政書士などを通知代理人として内容証明郵便を出してもらえば、以後債務者本人に業者から電話がかかることはありませんから安心できます。また、業者としても何時までも放置されると処理できずに困ります。行政書士などからの内容証明郵便があれば業者としても処理できます(帳簿上損金として処理できます)。

また、もし万一知らない間に裁判され、時効になっていなかったとしても、莫大な延滞金を免除して元金だけの分割払いにしてくれるよう交渉できる可能性もありますのでぜひとも行政書士法務事務所にご依頼下さい。

◎料 金

時効債務処理 事実証明に関する文書 権利・義務に関する文書代理人作成 内容証明郵便
行政書士費用(諸費用込み) 1件当たり5万円以上(消費税別) 内容証明など郵送費用実費別。
コスモス法務・会計事務所

内容証明を出そうとお考えの方へ

- 交通事故の損害賠償を請求したい
- お金を払ったのに商品が届かない
- 売掛金の回収
- クーリングオフがしたい
- 契約解除したい

- 離婚の慰謝料を請求したい
- 浮気に対する慰謝料を浮気相手に請求したい
- 敷金を取り返したい
- 違法な取立てをやめさせたい
- ストーカー行為をやめさせたい
- 労働問題（賃金の未払い、突然の解雇など）
- 会社での不当な扱いに対して損害賠償請求したい

など

- ・確実に相手に伝えたい事
- ・話し合いで解決ができないと判断した時

など、生活の様々な場面で内容証明は威力を発揮します。

お困りの場合はまず、ご相談頂き、内容証明についてのみならず

解決の道をアドバイスさせて頂きます。 □専門家に任せる利点とは□

内容証明にて、何かを相手に伝える時ポイントとなるのは、法的根拠です。

「あたなの行為は〇〇法の第〇条に違反しています。よって、〇〇法第〇法に基づいて〇〇します」

このように、請求の根拠を示す文書を盛り込む事が重要となりますが、これは普通の生活を送られて

いる方にはわからなくて当然です。そういった部分において、専門家は詳しく状況を聞き、判断致します。

また、仮に裁判になった場合、どのような判決になるのか、過去同じような事案で裁判になった例（判例）

を探すなどして、相手が勝ち目なしと理解させるなどの工夫を致します。

相手が受け取った時、専門家の名前がある事による心理的プレッシャーも与えられます。

このように、専門家に依頼する事により、あれこれ悩んだり、無駄に時間をかけなくても、迅速に解決する

可能性が非常に高くなります。

ご相談はこちらから